



を「100分の127.5」に改め、「以下この項、」を削り、「100分の110）を、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」とあり、及び「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の110」とあり、及び「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第3条** 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」の次に「」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を加える。

**第4条** 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第5条** 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「100分の170」の次に「」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を加える。

**第6条** 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

（富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正）

**第7条** 次に掲げる条例の規定中「とあるのは、「100分の170」を「とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

(1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山

県条例第5号) 第1条第3項ただし書

- (2) 富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例第18号) 第2条第2項ただし書
- (3) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和26年富山県条例第31号) 第1条第3項ただし書
- (4) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和45年富山県条例第36号) 第1条第3項ただし書

**第8条** 次に掲げる条例の規定中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
- (2) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (3) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
- (4) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(人 事 課)

### 富山県条例第58号

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和35年富山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「とあるのは、「100分の170」を「とあるのは

「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。  
附則に次の1項を加える。

- 5 令和2年12月に支給する議会の議長、副議長及び議員の期末手当は、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年富山県条例第58号）第1条の規定による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

**第2条** 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（議・総務課）